

国民年金制度のご案内

令和8年度
新潟市 保険年金課

国民年金制度の仕組み

- 国民年金は、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人すべてが加入し、老後や障がい、死亡といったリスクに備えるものです。
- 国民年金はすべての国民に共通して支払われる基礎年金です。会社員や公務員などは、この基礎年金を土台に上乗せして厚生年金が支払われる、いわゆる2階建ての仕組みとなっています。
- 自営業者や学生など第1号被保険者のほか、厚生年金に加入している人や、その人に扶養されている配偶者も、それぞれ第2号被保険者、第3号被保険者として国民年金加入者に位置づけられます。

国民年金（基礎年金）			1階
第1号被保険者 自営業者や学生など	第3号被保険者 会社員などの被扶養配偶者	第2号被保険者 会社員や公務員など	2階 厚生年金（共済組合）

資格取得などの手続きについて

第1号被保険者となるとき、区役所・出張所の窓口で届出が必要です。

こんなとき	届出種別	必要なもの（詳しくはお問い合わせください）
退職した（60歳未満）	資格取得届	・年金手帳、基礎年金番号通知書、マイナンバーのわかる書類のうちどれか1点 ・本人確認書類
会社員などの被扶養配偶者でなくなった ○会社員であった配偶者の退職、65歳到達、死亡 ○被扶養者であった本人の収入増 ○離婚	種別変更届	・離職日のわかる書類 ・扶養抹消日のわかる書類

- 20歳になったときの資格取得手続きは、原則として不要です。20歳になってからおおむね2週間以内に、日本年金機構から国民年金に加入したことをお知らせします。
- 就職して職場の年金制度に加入する場合や、会社員の被扶養配偶者になる場合などは、職場での手続きとなります。
- 窓口では、手続きに来られた人の本人確認をします。同居のご家族以外の方が本人に代わって届出する場合は、別途委任状などの代理権確認書類が必要です。

任意加入について

次に該当する人は、本人の希望によって国民年金に任意加入することができます。

60歳以上65歳未満の日本国内に住所のある人	20歳以上65歳未満の海外に住んでいる日本人	昭和50年4月1日以前に生まれた人（高齢任意加入）
満額の老齢基礎年金に近づきたい人や、受給資格期間が足りない人が資格期間を補うために加入できます。	国民年金の被保険者でなくなるため、任意加入すれば国内の被保険者と同様に老齢基礎年金等が支給されます。	65歳までに受給資格を満たせない場合に、満たすまでの間（70歳まで）加入できます。

国民年金についてのお問い合わせ先

ねんきんダイヤル 年金相談に関する一般的なお問い合わせ

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください

0570-05-1165

●050で始まる電話からは **03-6700-1165**

受付時間
○月曜日 午前8時30分～午後7時
○火曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
○第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで受付
※休日、祝日（第2土曜除く）、12月29日～1月3日は利用できません

ねんきん加入者ダイヤル 年金の加入に関する一般的なお問い合わせ

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください

0570-003-004

●050で始まる電話からは **03-6630-2525**

受付時間
○月曜日～金曜日 午前8時30分～午後7時
○第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※休日、祝日（第2土曜除く）、12月29日～1月3日は利用できません

日本年金機構 お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

新潟西年金事務所 国民年金課
(中央区、西区、西蒲区にお住まいの人)

025-225-3008

新潟東年金事務所 国民年金課
(北区、東区、江南区、秋葉区、南区にお住まいの人)

025-283-1013

※受付時間は「ねんきんダイヤル」と同じです。 ※どちらの番号も、自動音声の流れたら「2」→「2」

区役所・出張所

- 年金の受け取りに関する手続きは、出張所ではできません。
- 受け取る年金の種類によっては、年金事務所のみでの手続きになります。

北区	区役所 区民生活課給付係 北出張所	025-387-1275 025-387-1705	江南区	区役所 区民生活課給付係 横越出張所	025-382-4235 025-382-4287	西区	区役所 区民生活課給付係 西出張所 黒埼出張所	025-264-7243 025-264-7718 025-264-7775
東区	区役所 区民生活課給付係 石山出張所	025-250-2265 025-250-2840	秋葉区	区役所 区民生活課給付係 小須戸出張所	0250-25-5676 0250-25-5720	西蒲区	区役所 区民生活課給付係 若室出張所 西川出張所 潟東出張所 中之口出張所	0256-72-8336 0256-72-8817 0256-72-8764 0256-72-8884 0256-72-8920
中央区	区役所 窓口サービス課給付係 東出張所 南出張所	025-223-7149 025-223-7520 025-223-7582	南区	区役所 区民生活課給付担当 味方出張所 月潟出張所	025-372-6135 025-372-6810 025-372-6945			

ホームページ

日本年金機構
<https://www.nenkin.go.jp/index.html>



新潟市 くらし・手続き → 保険・年金 → 国民年金
<https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/hoken/kokuminnenkin/index.html>



国民年金保険料と納め方

国民年金保険料

●定額保険料（月額） **17,920円** [令和8年度分（令和8年4月分から令和9年3月分まで）]
18,290円 [令和9年度分（令和9年4月分から令和10年3月分まで）]

●付加保険料（月額） **400円** [第1号及び任意加入被保険者で、将来より多くの年金を希望する人]
 ※付加保険料の納付は、申し込んだ月分からです。なお、国民年金基金と同時に加入することはできません。
 ※個人型確定拠出年金（iDeCo）に加入する場合は、付加保険料との合算で月額68,000円が掛金限度額になります。

納め方

各月の保険料は、原則として翌月の末日までに次の方法で納めます。

納付方法	納付場所・手続き先など
納付書（現金）	○ 金融機関や郵便局（ゆうちょ銀行）、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリを使用した電子（キャッシュレス）決済などで納付できます。 <u>区役所、出張所、年金事務所の窓口では納めることができません。</u> ○ 納付書は、加入手続き後1か月ほどで、日本年金機構から年度末までの分が送付されます。また、毎年4月に1年度分（4月分から翌3月分）が送付されます。
口座振替	○ 通常の口座振替の振替日は翌月末日です。（末日が金融機関の休業日の場合は翌営業日振替です。） ○ 申し出により早割（当月末日振替）にすると、月額保険料が60円割引になります。 ○ 納付書など基礎年金番号がわかるもの・預貯金通帳またはキャッシュカード・届出印をお持ちのうえ、金融機関、郵便局（ゆうちょ銀行）または年金事務所へお申し込みください。
クレジットカード	○ 年金事務所へお申し込みください。
電子納付	○ インターネットバンキング、モバイルバンキングなどで納める方法です。 ○ ご利用の金融機関へお問い合わせください。

前納による割引

まとめて前払い（前納）すると、割引が適用されます。年金事務所へお申し込みください。

令和8年度	1か月分		6か月分		1年度分		2年度分（令和8年度+令和9年度）	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付（納付書による現金納付及び翌月未振替の口座振替）	17,920円	—	107,520円	—	215,040円	—	434,520円	—

口座振替早割（当月末の口座振替）		17,860円	▲60円	107,160円	▲360円	214,320円	▲720円	433,080円	▲1,440円
前納の保険料・割引額	6か月前納	現金・クレジットカード	—	106,650円	▲870円	213,300円	▲1,740円	—	—
		口座振替	—	106,300円	▲1,220円	212,600円	▲2,440円	—	—
	1年前納	現金・クレジットカード	—	—	—	211,220円	▲3,820円	—	—
		口座振替	—	—	—	210,530円	▲4,510円	—	—
	2年前納	現金・クレジットカード	—	—	—	—	—	418,510円	▲16,010円
		口座振替	—	—	—	—	—	417,150円	▲17,370円

- 納付期限は前納開始月の末日です。年度途中から年度末または翌年度末までの分を前納することもできます。
- クレジットカード・口座振替払いは、前納開始月の2か月前の月末までにお申し込みください。
- 保険料は全額、社会保険料控除の対象です。

国民年金保険料の免除・納付猶予制度

経済的な理由で保険料を納めることが困難な場合などに、保険料が免除または猶予される制度があります。区役所・出張所の窓口でご相談ください。

申請に基づくもの

日本年金機構の審査を経て承認を受けると免除・猶予されます。

種別	対象	必要なもの（詳しくはお問い合わせください）
申請免除 （全額免除、3/4免除 半額免除、1/4免除）	○所得が一定額以下の人 ○退職または会社が倒産するなど失業した人 ○災害により損害を受けた人 など	・年金手帳、基礎年金番号通知書、マイナンバーのわかる書類のうちどれか1点 ・本人確認書類 ・離職者は、離職票または雇用保険受給資格者証など ・学生納付特例の申請の場合は、上記のほかに学生証（写し可）または在学証明書（原本）またはアプリ型学生証の提示
納付猶予	※納付猶予は、50歳未満の人に限りです。	
学生納付特例	○大学や専門学校など対象となる学校の学生であって、所得が一定額以下の人	

- 所得審査
 - ・申請期間の前年または前々年の所得により審査されます。
 - ・被保険者本人のほか、申請免除の場合は世帯主および配偶者、納付猶予の場合は配偶者が審査対象となります。
 - ・失業した人や災害により損害を受けた人は、所得にかかわらずその事実に基づいて審査します（特例免除）。
- 申請書の提出
 - ・原則として毎年申請が必要ですが、所得審査により全額免除、納付猶予が承認された人で、翌年度分も継続を希望するときは申請不要となる場合があります（特例免除の場合は除く）。
 - ・申請時点から2年1か月前までの期間について、遡って申請できます。

該当の事実を届け出るもの

種別	対象	必要なもの（詳しくはお問い合わせください）	
法定免除	○障害基礎年金、障害厚生（共済）年金を受けている人（障害等級1級、2級および旧法の3級） ○生活保護法による生活扶助を受けている人	・年金手帳、 基礎年金番号通知書、 マイナンバーのわかる書類 のうちどれか1点 ・本人確認書類	・障害年金、生活扶助を受けていることがわかる書類
産前産後免除	○出産予定の人、 または平成31年2月1日以降に出産した人（妊娠4か月以上の出産で、死産、流産などを含む）		・母子健康手帳または妊娠届出書の写し

- 産前産後免除は、出産予定日の6か月前から届出できます。出産後の届出はいつでも可能です。届出すると、出産予定日または出産月の前月から4か月分（多胎の場合は、出産予定日または出産月の3か月前から6か月分）が免除となります。国民年金保険料は全額納付したものととして扱われます。

免除・猶予期間の年金受け取りへの影響

- 保険料の免除、法定免除、納付猶予もしくは学生納付特例の承認を受けた場合は、その期間に応じて保険料を全額納付したときと比べ将来受け取る年金額は少なくなります。
- 障害基礎年金や遺族基礎年金を請求するときには、保険料を納めたときと同様に扱われます。
- 一部免除（3/4免除、半額免除、1/4免除）の承認を受けた期間は、納付すべき一部の保険料（本人納付分）を納付しないと未納扱いとなり、年金額や年金受給資格期間に反映されません。

	納付免除・猶予種別	本人納付分 保険料割合	受け取る老齢基礎年金の割合（全額納めたときを「1」とした場合）			年金受給資格期間 への算入	
			国庫負担分	本人納付分	合計		
（平成21年4月以降） 免除	全額納付				1	○	
	全額免除・法定免除	0	全体の4/8	0	4/8	○	
	3/4免除	1/4		← 全体の1/8	5/8	○	
	半額免除	半額		全体の2/8	6/8	○	
	1/4免除	3/4		全体の3/8	7/8	○	
	産前産後免除	0	保険料を納付したものととして全額反映されます		1	○	
納付猶予・学生納付特例	0	年金額には反映されません			0	○	
	未納		年金額には反映されません			0	×

- 免除などの承認を受けた期間分の保険料は、将来受け取る年金額を満額に近づけるために、10年以内であればあとから納めること（追納）ができます。（承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定額が加算されます。）
- 未納期間の保険料は、納付期限から2年を過ぎると納めることができなくなります。

基礎年金は3種類

- 基礎年金は【老齢基礎年金・付加年金】【障害基礎年金】【遺族基礎年金】の3種類があります。（各年金の詳細は裏面へ）
- 老齢厚生年金、障害厚生年金や遺族厚生年金などの厚生年金に関する相談窓口は、年金事務所です。
- 共済組合の年金に関する相談窓口は、各共済組合です。

そのほか市で手続きするもの

寡婦年金

第1号被保険者として、保険料を納付した期間と免除を受けた期間が10年以上ある夫が、どの年金も受けずに亡くなったとき、妻へ60歳～65歳になるまで支給されます。ただし、婚姻期間が10年以上必要です。

年金額 = 夫の老齢基礎年金額 × 3/4
※他の年金と同時に受けることはできません。

※死亡一時金と寡婦年金の両方を受けることはできませんので、どちらか一方を選択することになります。

死亡一時金

第1号被保険者として、保険料を36月以上納めた人が、どの年金も受けずに亡くなったとき、故人と生計を同一にしていた遺族に支給されます。

支給額 = 保険料を納めた期間によって
120,000～320,000円

※保険料免除期間は、保険料を納めた割合に相当する期間で計算されます。

特別障害給付金

カラ期間（右囲み参照）の①または②の期間に初めて受診したけがや病気が原因で、現在障害基礎年金の1・2級相当の障がい状態にある人に支給されます。

支給月額 1級 58,650円
2級 46,920円

合算対象期間
（カラ期間）
とは

昭和36年4月以降の次のような期間です。受給資格期間を満たしているかどうかをみるときは計算されますが、年金額には計算されません。

- ① サラリーマンの配偶者が任意加入しなかった期間（昭和61年3月まで）
- ② 学生で任意加入しなかった期間（平成3年3月まで）
- ③ 海外に住んでいた20歳以上60歳未満の期間
- ④ 20歳前と60歳以後の厚生年金の期間など

基礎年金（3種類）の詳細

■老齢基礎年金・付加年金

65歳になったときから支給されます。

支給を受けるためには	原則10年（120月）以上の加入期間（①～④の合計）が必要です。 ① 国民年金保険料を納めた期間（免除期間、第3号被保険者期間含む） ② 昭和36年4月以降の厚生年金や共済組合の加入期間 ③ 合算対象期間（カラ期間） ※裏面右下をご覧ください ④ 学生納付特例および納付猶予の承認期間				
年金額	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> （年額） 847,300円 【844,900円】 40年間（480月）の保険料を納めた場合 <small>【 】内は昭和31年4月1日以前生まれの人</small> </div> ●40年に満たない場合はその期間により減額され、年金額は次の式により計算します。 $\text{老齢基礎年金額の計算式} \quad 847,300 \text{円} \times \frac{\text{保険料を納めた月数} + \text{保険料免除を受けた月数}}{480 \text{月} (12 \text{月} \times 40 \text{年})}$ ●保険料免除を受けた月数は、次の式にあてはめ計算します。 $\left(\frac{1}{4} \text{免除を受け、} \frac{3}{4} \text{納付した月数} \times \frac{7}{8} \right) + \left(\frac{\text{半額免除を受け、半額納付した月数}}{\text{半額納付した月数}} \times \frac{6}{8} \right) + \left(\frac{3}{4} \text{免除を受け、} \frac{1}{4} \text{納付した月数} \times \frac{5}{8} \right) + \left(\frac{\text{全額免除及び法定免除の月数}}{\text{法定免除の月数}} \times \frac{4}{8} \right)$ ●付加保険料を納めていた人は【200円×付加保険料納付月数】が上乗せで支給されます。 例：10年間納めた場合・・・納付額 400円×10年（120月）＝48,000円 支給額 200円×10年（120月）＝24,000円（年額） ●希望により、繰り上げ請求（60歳～64歳までの間に請求・年金額は減額）や、繰り下げ請求（66歳以降に請求・年金額は増額）をすることもできます。詳しくは窓口へお問い合わせください。				
相談の窓口は	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">区役所年金事務所</td> <td>○第1号被保険者期間のみの人</td> </tr> <tr> <td>年金事務所</td> <td>○第1号被保険者期間のほかに第2号・第3号被保険者期間がある人</td> </tr> </table>	区役所年金事務所	○第1号被保険者期間のみの人	年金事務所	○第1号被保険者期間のほかに第2号・第3号被保険者期間がある人
区役所年金事務所	○第1号被保険者期間のみの人				
年金事務所	○第1号被保険者期間のほかに第2号・第3号被保険者期間がある人				

■障害基礎年金

けがや病気で障がいの状態になったとき支給されます。

支給を受けるためには	① 初診日の前々月までの加入期間のうち、保険料納付済期間および免除期間が2/3以上あること。 または、初診日が令和18年3月までの場合、その前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。 <small>※初診日が20歳前の場合は保険料の納付要件はありません。</small> ② 障害認定日（初診日から1年6か月を経過した日、あるいは1年6か月以内に症状が固定した日）または請求日に1級、2級の障がいの状態にあること。 <small>※身体障害者手帳の等級とは基準が違います。（例えば身体障害者手帳が3級でも国民年金では2級と認定される場合もあります。）</small>						
年金額	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ●1級（年額） 1,059,125円 ●2級（年額） 847,300円 【1,056,125円】 【844,900円】 <small>【 】内は昭和31年4月1日以前生まれの人</small> </div> ●令和9年3月31日までに18歳になる子、または障がいのある20歳未満の子がいるときは、加算があります。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">子の人数</td> <td style="width: 35%;">1人目・2人目</td> <td style="width: 35%;">3人目以降</td> </tr> <tr> <td>加算額（1人につき）</td> <td>各 243,800円</td> <td>各 81,300円</td> </tr> </table>	子の人数	1人目・2人目	3人目以降	加算額（1人につき）	各 243,800円	各 81,300円
子の人数	1人目・2人目	3人目以降					
加算額（1人につき）	各 243,800円	各 81,300円					
相談の窓口は	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">区役所年金事務所</td> <td>○初診日が ・第1号被保険者期間にある人 ・日本に住んでいた60歳～65歳未満の期間にある人 ・20歳になる前にある人</td> </tr> <tr> <td>年金事務所</td> <td>○初診日が第3号被保険者期間にある人</td> </tr> </table>	区役所年金事務所	○初診日が ・第1号被保険者期間にある人 ・日本に住んでいた60歳～65歳未満の期間にある人 ・20歳になる前にある人	年金事務所	○初診日が第3号被保険者期間にある人		
区役所年金事務所	○初診日が ・第1号被保険者期間にある人 ・日本に住んでいた60歳～65歳未満の期間にある人 ・20歳になる前にある人						
年金事務所	○初診日が第3号被保険者期間にある人						

■遺族基礎年金

一家の家計を支える人が亡くなったとき、子のある配偶者や子（18歳になった最初の3月31日まで（障がいのある子は20歳未満））に支給されます。

支給を受けるためには	亡くなった人が、次の①か②に該当していること。 ① 死亡日の前々月までの加入期間のうち、保険料納付済期間および免除期間が2/3以上あること。 または、死亡日が令和18年3月までの場合、その前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。 ② 老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上であること。													
年金額	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> （年額） 847,300円 【844,900円】 【 】内は昭和31年4月1日以前生まれの人 </div> ●令和9年3月31日までに18歳になる子、または障がいのある20歳未満の子がいるときは、加算があります。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 20%;">加算額（1人につき）</td> <td style="width: 20%;">子の人数</td> <td style="width: 15%;">1人目</td> <td style="width: 15%;">2人目</td> <td style="width: 30%;">3人目以降</td> </tr> <tr> <td>子のある配偶者が支給を受ける場合</td> <td>243,800円</td> <td>243,800円</td> <td>各 81,300円</td> </tr> <tr> <td>子が支給を受ける場合</td> <td>加算なし</td> <td>243,800円</td> <td>各 81,300円</td> </tr> </table>	加算額（1人につき）	子の人数	1人目	2人目	3人目以降	子のある配偶者が支給を受ける場合	243,800円	243,800円	各 81,300円	子が支給を受ける場合	加算なし	243,800円	各 81,300円
加算額（1人につき）	子の人数		1人目	2人目	3人目以降									
	子のある配偶者が支給を受ける場合		243,800円	243,800円	各 81,300円									
	子が支給を受ける場合	加算なし	243,800円	各 81,300円										
相談の窓口は	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">区役所年金事務所</td> <td>○亡くなったときに ・第1号被保険者だった人 ・日本に住んでいて60歳～65歳未満だった人 ・老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上であった人、または受給中だった人</td> </tr> <tr> <td>年金事務所</td> <td>○亡くなったとき第3号被保険者だった人</td> </tr> </table>	区役所年金事務所	○亡くなったときに ・第1号被保険者だった人 ・日本に住んでいて60歳～65歳未満だった人 ・老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上であった人、または受給中だった人	年金事務所	○亡くなったとき第3号被保険者だった人									
区役所年金事務所	○亡くなったときに ・第1号被保険者だった人 ・日本に住んでいて60歳～65歳未満だった人 ・老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上であった人、または受給中だった人													
年金事務所	○亡くなったとき第3号被保険者だった人													